

規 約 ・ 規 定

- 京都府高等学校体育連盟テニス部規約
- 京都府高等学校体育連盟両丹支部テニス部規約
- 京都府高等学校体育連盟テニス部の主管するテニス大会の競技に関する規定
- 京都府高等学校体育連盟テニス部の選手ランキングに関する規定
- 申合せ事項 ————— 選手の管外試合への出場について
————— 大会競技委員の委嘱について

京都府高等学校体育連盟テニス部規約

平成4年2月8日	制	定
平成5年2月6日	改	正
平成10年2月14日	改	正
平成18年3月11日	改	正
平成25年3月9日	改	正

第1章 名称及び事務局

第1条 本専門部は、京都府高等学校体育連盟テニス部（以下本専門部と称す）と称し、事務局を専門委員長所属の高等学校に置く。

第2章 組織

第2条 本専門部は、京都府高等学校体育連盟加盟校のテニス部をもって組織する。

第3条 本専門部に両丹支部を設ける。両丹支部専門部は、綾部高等学校以北の高等学校テニス部をもって組織する。須知高等学校以南は、京都市部とする。
両丹支部専門部に関する規約は、別に定める。

第4条 本専門部は、全国高等学校体育連盟テニス部、近畿高等学校体育連盟テニス部、京都府テニス協会及び京都府高等学校体育連盟全日制専門部に加盟する。

第3章 目的

第5条 本専門部は、京都府高等学校体育連盟加盟校のテニス部活動を振興して、体力の向上とスポーツ精神を育成することをもって目的とする。

第4章 事業

第6条 本専門部は、第5条の目的と達成するため、下記の事業を行う。

- (1) 各種テニス大会及び講習会の運営並びに参加
- (2) テニスに関する研究協議
- (3) 関係諸団体との連絡連携
- (4) その他、京都府高等学校体育連盟の目的達成に必要な事業

第7条 本専門部の主管するテニス大会の競技に関する規定は、別に定める。

第8条 本専門部は、年間を通じて優秀と思われる選手に対して、そのランキングを定め記録する。
選手ランキングに関する規定は、別に定める。

第5章 役員

第9条 本専門部に下記の役員を置き、専門部顧問を除く役員をもって常任委員会を構成する。
部長、両丹支部部長、専門委員長、副専門委員長、両丹支部専門委員長
総務委員会委員長及び委員、財務委員会委員長及び委員、競技委員会委員長及び委員（強化育成を含む）、専門部顧問 その他

第10条 部長は、本専門部に加盟する高等学校長より本専門部が推薦した者とし、京都府高等学校体育連盟会長が委嘱する。
部長は、本専門部を代表し、部務を統轄する。

第11条 専門委員長は、常任委員より委員が推薦した者とし、部長が委嘱する。
専門委員長は、部務を総轄する。

- 第12条 副専門委員長は、常任委員より委員が推薦した者とし、専門委員長が委嘱する。
副専門委員長は、専門委員長を補佐し、専門委員長がその職務を行えない時は職務を代行する。
- 第13条 常任委員は、総会の際に行われる選挙により選出される。但し、専門委員長が推薦する者を、選挙にて選出された委員を上回らない範囲で、それに加える。これ以外に輪番制で加盟校に割り当てる。常任委員の委嘱は、部長が行う。常任委員は、総務委員会、財務委員会、及び、競技委員会（強化育成を含む）として、本専門部の運営に当たる。委員会の委員長は、常任委員より委員の協議で選出し、専門委員長が委嘱する。
- 第14条 部長は、総会又は顧問会議の推薦により専門部顧問を委嘱することができる。
専門部顧問は、本専門部の諮問に応じる。
- 第15条 第6条(1)に定める各種大会の運営に関して、専門委員長は大会ごとに大会競技委員を選任することができる。
- 第16条 常任委員を選出する選挙は、総会の際に行う。
選挙権は、加盟校1校をもって1票とし、10名連記にて投票する。原則として、得票の上位10名を当選とする。
- 第17条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。また、輪番制の役員の任期も2年とし、毎年半分ずつ交代していくものとする。
補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。
役員は、任期が満了しても、次期役員の就任までは、その職責を免れない。

第6章 会議

- 第18条 総会は、本専門部の最高議決機関であり、部長がこれを召集し、その議長となり、本専門部の重要事項を議決する。原則として、その開催は、当該年度において1回とする。
特に、本専門部関わる下記の事項については、総会の議決を要する。
(1) 規約の改正及び別に定める諸規定の改正
(2) 予算案及び決算報告
(3) 事業計画案及び事業報告
(4) 役員の選挙
(5) その他、本専門部の運営に関する重要事項
- 第19条 顧問会議は、部長が必要と認めるときこれを召集し、本専門部の運営に関する事項を議決する。
- 第20条 常任委員会は、部長がこれを召集し、本専門部の運営に関する事項を審議し、総会又は顧問会議の議決に基づき、本専門部の業務を処理する。
本専門部の運営に関し、緊急を要する事項が生じた場合は、常任委員会において審議し、部長がこれを決することができる。但し、この決定事項については、総会又は顧問会議に報告しなければならない。
- 第21条 各会議以外の特別な事項等が生じた場合は、部長が臨時の委員会等を設置し、これを召集することができる。
- 第22条 各会議ともに加盟校又は構成員の2分の1以上の出席者の多数決によって議決する。
可否同数の場合は、部長がこれを決する。

第7章 会計

- 第23条 本専門部の経費は、下記の収入をもって、これに当てる。
(1) 京都府高等学校体育連盟交付金
(2) 各種団体の補助金
(3) 加盟登録費
(4) 大会参加料
(5) 寄付金
(6) その他の収入

第24条 本専門部の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 表彰及び懲戒

第25条 本専門部は、その主管する大会において優秀な成績を修めた選手及び加盟校に対して、その栄誉を表彰する。また、本専門部は、高体連が主催する全国大会において優秀な戦績（表彰対象の3位以内）を修めた場合、もしくは、顕著な功績を修めた場合、該当する選手及び加盟校に対してその栄誉を表彰する。

第26条 本専門部は、第5条に定める目的に著しく逸脱した行為を犯した選手及び加盟校に対して、下記の懲戒をあたえることができる。

- (1) 加盟又は登録の取り消し
- (2) 大会等出場権の停止
- (3) 戒告
- (4) 訓告

第27条 本専門部は、第5条の目的達成に著しく貢献した個人及び団体に対して、感謝の意を表することができる。

第9章 付則

第28条 本規約の改正に関しては、常任委員会の審議を経て、総会の議決を要する。

第29条 本規約は、平成4年4月1日より施行する。

- (1) 平成5年2月6日 京都府高等学校体育連盟両丹支部テニス部の設置により改正する。
- (2) 平成10年2月14日 本専門部常任委員会の改組により改正する。
- (3) 平成18年3月11日 強化育成委員会の競技委員会への吸収、常任委員の輪番制導入により改正する。
- (4) 平成25年3月9日 表彰対象の明文化により改正する。

京都府高等学校体育連盟両丹支部テニス部規約

平成5年2月6日 制定
平成17年3月12日 改正

第1章 名称及び事務局

第1条 本専門部は、京都府高等学校体育連盟両丹支部テニス部（以下本専門部と称す）と称し、事務局を両丹支部専門委員長所属の高等学校に置く。

第2章 組織

第2条 本専門部は、両丹地区に所在する加盟全日制高等学校のテニス部をもって組織する。

第3章 目的

第3条 本専門部は、両丹地区に所在する加盟全日制高等学校のテニス部活動を振興して、体力の向上とスポーツ精神を育成することをもって目的とする。

第4章 事業

第4条 本専門部は、第3条の目的を達成するために、下記の事業を行う。
(1) 各種テニス大会及び講習会の運営並びに参加
(2) テニスに関する研究協議
(3) 総合体育大会テニス大会の運営並びに参加
(4) 関係諸団体との連絡連携
(5) その他、京都府高等学校体育連盟両丹支部の目的達成に必要な事業

第5章 役員

第5条 本専門部に下記の役員を置く。
専門部長 専門委員長 会計 その他

第6条 専門部長は、京都府高等学校体育連盟両丹支部評議員会にて選出され、専門部を統轄する。

第7条 専門委員長は、本専門部に加盟する学校のクラブ顧問より選出し、専門部長を補佐する。また、本専門部を代表して部務を分掌する。

第8条 会計は、本専門部に加盟する学校のクラブ顧問より選出し、専門部長、並びに専門委員長を補佐し、経理の任を分掌する。

第9条 第4条(1)に定める各種大会の運営に関して、専門委員長は大会ごとに競技委員を委嘱することができる。

第10条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。
補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。任期が満了しても、次期役員就任までは、その職責を免れない。

第6章 会議

第11条 本専門部の顧問会は、専門部長がこれを召集し、その議長となる。
顧問会は、本専門部の運営に関する事項を審議し、京都府高等学校体育連盟テニス部総会又はその顧問会議の議決に基づき本専門部の業務を運営する。

第12条 顧問会の成立には構成員の2分の1の出席者（委任状代理出席を含む）を必要とし、多数決によって議決する。

第7章 会計

- 第13条 本専門部の経費は、京都府高等学校体育連盟両丹支部予算より支弁される。
- 第14条 本専門部の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第15条 本専門部に必要とされる事業に関する会計については、すべて京都府高等学校体育連盟テニス部会計と一体をなすものとして処理する。

第8章 付則

- 第16条 本規約の施行に際し、本規約に定めない事項については、京都府高等学校体育連盟テニス部規約に則る。
- 第17条 本規約の改正に際しては、本専門部顧問会にて提案し、京都府高等学校体育連盟テニス部常任委員会の審議を経て、総会の議決を要する。
- 第18条 本規約は、平成5年4月1日より施行する。
(1) 平成17年3月12日 会計処理の見直しにより改正する。

京都府高等学校体育連盟テニス部の主管する テニス大会の競技に関する規定

平成4年2月8日 制定
平成6年2月5日 改正
平成10年2月14日 改正
平成15年3月15日 改正
平成16年3月13日 改正
平成30年3月3日 改正予定

- 第1条 京都府高等学校体育連盟テニス部の主管するテニス大会の競技に関する規定（以下本規定と称す）は、京都府高等学校体育連盟テニス部規約第7条に則り、これを定める。
- 第2条 本規定に関するテニス大会は、京都府高等学校体育連盟が主催するもので、京都府高等学校体育連盟会長が大会会長となり、京都府高等学校体育連盟テニス部長が大会委員長となる。また、専門委員長が競技委員長となる。
- 第3条 本規定に関するテニス大会は、下記の通りとする。
(1) 全国高等学校総合体育大会テニス競技京都府予選
(2) 京都府高等学校総合体育大会テニスの部
(3) 近畿高等学校テニス大会京都府予選
(4) 全国選抜高等学校テニス大会京都府予選
(5) 京都府高等学校テニス選手権大会
(6) 京都府公立高等学校テニス選手権大会
(7) 京都府私立高等学校テニス選手権大会
- 第4条 本規定に関するテニス大会への選手の参加資格は、下記の通りとする。
(1) 京都府高等学校体育連盟に加盟する高等学校のテニス部所属生徒で、当該高等学校長が参加を認める者。但し、未加盟校であっても京都府高等学校体育連盟の認める学校のテニス部所属生徒については、京都府高等学校体育連盟が許可する大会への参加を認める。
(2) 当該年度の4月2日を起算日として、19歳未満の者。但し、特例として、中国残留日本人孤児及びその子女は、この限りではない。また、同一学年での大会出場は、年度を通じて1回限りとする。
(3) 当該高等学校に転校後6ヶ月に満たない者は、大会参加資格を有しない。（外国人留学生もこれに準じる）但し、一家転住等やむを得ない事情によるものは、この限りではない。
(4) 学年の区分を設けない課程に在籍する生徒の大会出場は、原則として、同一大会2回までとするが、第3条(2)及び(3)に定める試合については、3回以内とする。
- 第5条 本規定に関するテニス大会は、原則として、(財)日本テニス協会の定める諸規則等に則り実施する。
例外に属する事項については、大会ごとの実施要項に記す。
- 第6条 本規定に関するテニス大会の競技方法の詳細については、大会ごとの実施要項に記す。
- 第7条 本規定に関するテニス大会のドロー編成は、顧問会議にて行う。なお、ドローの編成に際してはシード権を保持する選手又は加盟校の審議より行う。
- 第8条 本規定に関するテニス大会の団体の部、及び個人戦の府内2次予選（本戦）の実施に際しては、当該高等学校の教職員の生徒引率を要する。
- 第9条 本規定に関するテニス大会への参加には、事前に参加申込書を提出し、参加料を支払わなければならない。
- 第10条 本規定に関するテニス大会の実施に当たっては、生徒代表者会議を開催する。この会議には、加盟校において登録した主将、副主将又は主務のみが参加できる。
- 第11条 本規定の改正に関しては、常任委員会の審議を経て総会の議決を要する。
- 第12条 本規定は、平成4年4月1日より施行する。

京都府高等学校体育連盟テニス部の 選手ランキングに関する規定

平成4年2月8日 制定
平成15年3月15日 改正
平成16年3月13日 改正
平成20年3月15日 改正

第1条 京都府高等学校体育連盟テニス部の選手ランキングに関する規定（以下本規定と称す）は、京都府高等学校体育連盟テニス部規約第8条に則り、これを定める。

第2条 本規定に関する選手ランキングは、近畿高等学校テニス大会京都府予選に始まり、全国高等学校総合体育大会テニス競技京都府予選に終わる本専門部の主管するテニス大会の個人の部の試合結果、及び、京都府テニス協会主催の京都ジュニアテニス選手権大会の結果に基づいて行う。ただし、京都府高等学校体育連盟テニス部加盟選手で、上記のポイント対象大会で高校在学中にあげたポイントを集計した結果を基に、表彰する（入学前にあげたポイントはランキングには反映しない）。

第3条 本規定に関する選手ランキングは、第2条に示す各大会の上位入賞者に所定のポイントを与え、その合計点にてシングルス又はダブルスの別に行う。
なお、シングルスもダブルスも個人ポイントとして計算し、それぞれ個人表彰とする。

第4条 シングルの選手ランキングは、下記のポイントに基づいて行う。

(1) 優勝者	54点	(京都ジュニア16歳以下のポイントは27点とする)
(2) 準優勝者	41点	(京都ジュニア16歳以下のポイントは16点とする)
(3) 第3位及び第4位の者	27点	(京都ジュニア16歳以下のポイントは7点とする)
(4) 第5位より第8位の者	16点	(京都ジュニア16歳以下のポイントは4点とする)
(5) 第9位より第16位の者	7点	(京都ジュニア16歳以下のポイントは3点とする)
(6) 第17位より第32位の者	4点	
(7) 第33位より第64位の者	3点	

第5条 ダブルスの選手ランキングは、下記のポイントに基づいて行う。

(1) 優勝者	41点	(京都ジュニア16歳以下のポイントは16点とする)
(2) 準優勝者	27点	(京都ジュニア16歳以下のポイントは7点とする)
(3) 第3位及び第4位の者	16点	(京都ジュニア16歳以下のポイントは4点とする)
(4) 第5位より第8位の者	7点	(京都ジュニア16歳以下のポイントは3点とする)
(5) 第9位より第16位の者	4点	
(6) 第17位より第32位の者	3点	

第4条・第5条共通

※ポイント制度と同様に、全国や近畿等の大会において顕著な戦績を残した他府県ジュニアに出場している選手でアップグレードのポイントを認めた場合は、そのポイントで計算する。

但し、各大会の倍率を下記のようにし、そのポイントを与える。

最終試合：全国高等学校総合体育大会テニス競技京都府予選	2倍
1大会前：京都ジュニアテニス選手権大会	1.5倍
2大会前：京都府高等学校テニス選手権大会	1倍
3大会前：近畿高等学校テニス大会京都府予選	0.5倍

第6条 本規定によりランキングされた選手については、本専門部にて記録にとどめ、その栄誉を讃える。

第7条 本規定の改正に関しては、常任委員会の審議を経て総会の議決を要する。

第8条 本規定は、平成4年4月1日より施行する。

京都府高等学校体育連盟テニス部申合せ事項

□ 専門部所属生徒の管外試合への出場について

[平成5年4月10日顧問会議申合せ]

京都府高等学校体育連盟テニス部に所属する選手が日本テニス協会の主催、公認する地域大会又は全国大会に出場する場合、当該選手は本専門部にその旨を事前に届けなければならない。但し、出場しようとする大会の日程が本専門部の主管する大会と重複する場合には、原則として、本専門部主管大会のドロ－編成会議までにいずれの大会に出場するかを選手本人が選択しなければならない。もしドロ－編成会議以後に本専門部主管大会への不出場を決定した場合には、審議の上、当該選手にペナルティを課すこともある。

□ 大会競技委員の委嘱について

[平成6年2月5日総会申合せ]

平成9年2月1日改 正
平成10年2月14日改 正
平成11年2月13日改 正
平成15年3月15日改 正
平成16年3月13日改 正
平成30年3月3日改正予定

1. 大会出場選手の安全確保と大会運営の円滑化をはかるため、本専門部主管大会の会場には、複数名の大会競技委員を配置することを原則とする。その職務は、競技運営とロービング・アンパイアとする。
2. 大会競技委員及び会場校を委嘱する個人戦の大会は、下記の3大会とする。
 - (A) 全国高等学校総合体育大会テニス競技京都府予選個人の部<エントリー制限大会>
 - (B) 近畿高等学校テニス大会京都府予選<エントリー制限大会>
 - (C) 京都府高等学校テニス選手権大会<エントリー制限大会>
3. 本専門部加盟校で出場する学校の顧問(男子及び女子担当の顧問)は、2.の大会において下記のように競技役員~~の任につくこととする。~~
府内1次予選において会場校にならない場合は、府内1次予選に関して少なくとも各大会に1日は競技委員の任につき、「エントリーに関する規定」に基づく競技委員の従事を申し出てエントリーの外数扱い(制限対象外)を獲得した場合は、その従事日数により競技委員の任につく。
府内2次予選においても、上記の「エントリーに関する規定」に基づき競技委員の従事日数により競技委員の任につく。また、~~府内2次予選の出場校の引率顧問は、当日一定時間内に一定回数、競技委員の任につく。~~
ただし、競技委員が不足する場合は、府内2次予選の初日に関して、その大会で会場にならなかった学校は年間を通して順番に競技委員の任につくことがある。
また、会場校となった顧問はその会場の大会競技委員として大会の運営を担当する。
両丹支部の加盟校については、両丹支部の申し合わせによるものとする。
4. 大会競技委員及び会場校を委嘱する団体戦の大会は、下記の2大会とする。
 - (a) 全国高等学校総合体育大会テニス競技京都府予選団体の部
 - (b) 全国選抜高校テニス大会(団体戦)
5. 団体戦の特質を考え、本専門部加盟校で出場する学校の顧問は4.の大会において下記のように競技役員~~の任につくこととする。~~
 - (1) 4の(a)の府内1次予選の初日と(b)の大会初日について
出場校の全顧問が協力して、競技委員の任につく(対戦終了後も従事する)。
 - (2) 4の(a)の府内1次予選の2日目・府内2次予選と(b)の大会2日目・3日目について
参加校が均等に当たるように、年間を通して順番に競技委員の任につく。
6. 大会競技委員及び会場校の委嘱は、当該大会の顧問会議にて行い、顧問会議終了後、運営上の協議を行うこととする。